

土地政策講習会(第1回)のお知らせ

今年度も土地政策講習会を開催します。ふるってご参加ください。

【日 時】 令和8年8月26日(水) 13:30～15:30

※終了時刻は前後する場合があります

【場 所】 teams(タウンホール)

【申込方法】 近畿地区土地政策推進連携協議会HPより

<https://www.kkr.mlit.go.jp/land/syoyuusy/ahumeitoti/kousyukai/index.html>



土地政策制度説明会@WEB、無事に終わりました

大雨による影響で延期になってしまった土地政策制度説明会は、7月15日に無事に開催できました。多数のご参加ありがとうございました。またアンケートにご回答いただきましてありがとうございます。

まだ回答されていない方は説明会のアンケートに関するアンケートに、是非、ご協力ください。

<https://business.form-mailer.jp/fms/1673378c351310>

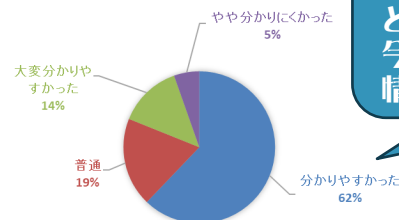
知っていますか、所有者不明土地法 ～改正に向けて～

所有者不明土地法はH30年に制定され、5年ごとに制度を見直すことになっています。次回(令和9年度)改正に向けて、府県や市町村を中心に広く意見を募集しています。協力団体の皆様からも是非、お声をお届けください。

第一次締め切りは 9月30日(水) 17:00まで

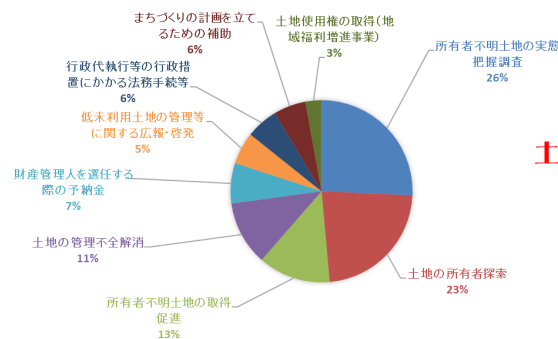
<https://business.form-mailer.jp/fms/ba5eee6e352908>

土地政策制度説明会について



「もっと事例が知りたい」「具体的なイメージが持ちにくい」というご意見もいただいています。今後の説明会に活かせるように、情報収集に励みます！

自身の業務に使えるような補助金のメニュー



ご意見をお待ちしています。

「とちーた」
土地政策
イメージ
キャラクター



土地政策制度説明会アンケート



制度全体に関するアンケート



所有者不明土地とは？

- > 登記簿や住民基本台帳、固定資産台帳、地籍調査票などを確認しても所有者が判明しない土地
- > 登記簿等を確認した結果、所有者は判明したが、連絡がつかない土地

なにが問題？

- > 東日本大震災の復興（高台集団移転など）の遅延につながり、社会問題としてクローズアップ
- > まちづくりに支障をきたす（荒廃して周囲の土地に悪影響、土地取引の停滞、災害の危険性増）



民法等の一部を改正
する法律（R3）

相続等により取得した
土地所有権の国庫への
帰属に関する法律（R3）

発生を **防ぐ**
利用の円滑化を **図る**

> 不動産登記法制度の見直し
相続登記・住所等変更登記
の義務化

> 民法の見直し
財産管理制度・共有制度等

> 相続土地国庫帰属制度の
創設

所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法

（H30制定・R4改正。「所有者不明土地法」）

近畿地区土地政策推進連携協議会（R4設立）

近畿地方整備局、大阪法務局、近畿財務局、近畿農政局、管内2府5県・4政令指定都市、協力団体（弁護士会、司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、日本補償コンサルタント協会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、日本国土調査測量協会）

所有者不明土地の
所有者を
探す

> 土地所有者探索
土地登記簿・住民票・
固定資産課税台帳・
地籍調査票・農地台帳
等を確認可能

荒れた
所有者不明土地から
地域を **守る**

> 財産管理人の選任申立て
（所有者不明土地管理制度）
市町村の選任申立てが可能

> 市町村長による勧告・命
令・代執行
災害等防止等措置の勧告・
命令・実施

地域のために
所有者不明土地を
使う

> 地域福利増進事業
地域のために10年間（一部
20年間）の使用権設定

?



よくある質問

Q1 所有者不明土地は行政だけの問題ではないのですか？

A1 いいえ、行政の問題だけではなく、所有者不明土地の解消は、行政だけでなく、専門家・不動産業界・測量業界など皆様の業務の円滑化につながります。

Q2 私は土業の協力団体員ですが、所有者不明土地対策について何ができますか？

A2 協力団体の方は専門の範囲があるため一言ではお伝えできませんが、行政書士や宅建業者であれば所有者不明土地や低未利用土地に関する地域の身近な相談窓口として、専門家や行政につなぐ入口の役割が期待されます。

Q3 私は土業の協力団体員ですが、所有者不明土地対策に取り組んでいる事例はありませんか？

A3 「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」の指定を受けて活動している人たちもいます。行政と連携した空き地バンクに登録したり、空き家・空き地所有者の相談、対応隣接する狭小地や空き家の集約土地所有者と利用希望者のマッチング行政と連携した低未利用地の活用などがあります。

所有者不明土地利用円滑化等推進法人の取組事例 ～国土交通省HPより抜粋～

市町村長は、所有者不明土地や低未利用土地等の利活用に取り組む特定非営利活動法人や一般社団法人等を指定可能です。

⇒ **公的信用力が付与されることにより、地域づくりの新たな担い手として、市町村の補完的な役割を期待しています。**

<主な業務>

- ・ 利活用希望者に対する情報提供・相談
- ・ 所有者に対する適正管理のための情報提供・相談
- ・ 低未利用土地等の利用促進のための事業の実施 等

取組①：

「特定非営利活動法人つるおかランド・バンク」（山形県）
・ 狭い道路を拡幅することにより、宅地化を実現



取組②：

「特定非営利活動法人かみのやまランドバンク」（山形県）
・ 空き地に住民と協働して芝生を貼り、広場を整備

